

## 葛飾区職員定数条例の一部を改正する条例

## 葛飾区職員定数条例(改正部分抜粋) 新旧対照表

| 現 行                           | 改正案                           |
|-------------------------------|-------------------------------|
| (職員の定数)                       | (職員の定数)                       |
| 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。       | 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。       |
| (1) 区長の事務部局の職員 <u>2,651人</u>  | (1) 区長の事務部局の職員 <u>2,626人</u>  |
| (2) 議会の事務部局の職員 17人            | (2) 議会の事務部局の職員 17人            |
| (3) 教育委員会の事務部局の職員 <u>224人</u> | (3) 教育委員会の事務部局の職員 <u>209人</u> |
| (4) 教育委員会の所管に属する学校の職員         | (4) 教育委員会の所管に属する学校の職員         |
| ア 学校の事務部局の職員 <u>265人</u>      | ア 学校の事務部局の職員 <u>235人</u>      |
| イ 幼稚園の教諭 14人                  | イ 幼稚園の教諭 14人                  |
| (5) 選挙管理委員会の事務部局の職員 10人       | (5) 選挙管理委員会の事務部局の職員 10人       |
| (6) 監査委員の事務部局の職員 7人           | (6) 監査委員の事務部局の職員 7人           |
| (7) 農業委員会の事務部局の職員 2人          | (7) 農業委員会の事務部局の職員 2人          |
| 合計 <u>3,190人</u>              | 合計 <u>3,120人</u>              |
|                               | <u>付 則</u>                    |
|                               | <u>この条例は、平成24年4月1日から施行する。</u> |

## 1 平成24年4月1日 実人員見込み

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 平成23年4月1日実人員    | 3,042人 |
| 退職見込み数          | △113人  |
| 新規採用予定数         | 70人    |
| 平成24年4月1日実人員見込み | 2,999人 |
| 対前年比較           | △43人   |

## 2 職員数の主な増減理由

### (1) 主な増員理由

- ① 新たな組織改正にかかる増  
特命担当課長等の新設に伴う増
- ② 災害への対応  
学校避難所の運営会議や訓練の充実に伴う増  
密集住宅市街地整備促進事業の充実に伴う増
- ③ 待機児童解消等への対応  
保育所及び学童保育クラブの整備に伴う増

### (2) 主な減員理由

- ① 区立保育園運営委託の導入  
小合保育園に運営委託を導入することによる減
- ② 給食調理委託校の拡大  
給食調理業務の委託校を拡大することによる減
- ③ 組織改正にかかる減  
総合窓口設置準備室の廃止に伴う減
- ④ 事務効率化・執行体制の見直し  
戸籍住民課や介護保険課等の事務効率化・執行体制の見直しに伴う減